

富山大学学生に係る災害ボランティア活動への活動支援事業実施要項

令和6年4月26日制定

学 長 裁 定

令和7年10月8日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、災害ボランティア活動に参加する富山大学(以下「本学」という。)の学生(非正規生を除く。)に対する活動支援に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学の学生(非正規生を除く。)が、災害救助法の適用を受けた地域又は当該地域の被災者の支援等のため、災害ボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)に参加する際の経済的な負担軽減を図ることにより、同活動に参加する学生の意欲を高め、継続的に活動を推進することを目的とする。

(支援内容)

第3条 ボランティア活動に要する経費を、次のとおり助成する。ただし、本学以外の他機関等から同様の支援を受ける場合は、助成しないものとする。

- (1) 継続的に活動を実施する団体への支援として、1団体(4人以上で構成されるもので、活動内容について助言及び指導できる教員を顧問とするもの)につき3万円を上限とし、必要な物品購入を助成する。
- (2) 個人への支援として、1回の活動につき3千円の活動支援金を支給する。ただし、同一の学生に対し、原則として、同一年度内で5回を限度とする。

(物品購入助成)

第4条 活動用の物品購入を希望する団体は、別記様式第1号「災害ボランティア活動団体物品購入助成申請書」により、学務部学生支援課に申請するものとする。

2 助成を受けた団体は、活動状況を定期的に報告する義務を負うものとする。

(活動支援金支給)

第5条 活動支援金の支給を希望する学生は、原則として、ボランティア活動日の7日前までに、別記様式第2号「災害ボランティア活動届出書兼支援金申請書」により、学務部学生支援課に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により所定の期日までに申請できなかった場合は、ボランティア活動日が確定した時点又は活動終了後速やかに申請するものとする。
- 3 前2項の申請を行う学生は、ボランティア活動後、できるだけ速やかに別記様式第3号「災害ボランティア活動報告・証明書」及び別記様式第4号「災害ボランティア活動支援金請求書」を、学務部学生支援課に提出するものとする。

(審査)

第6条

- 1 支援対象団体、支援対象者及び支援内容は、前2条の申請内容を審査の上、学生支

援担当副学長又は学長補佐が決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 申請に虚偽があった場合は、支援内容に相当する金額を返還させるものとする。
- 3 支援内容は、予算の範囲内において実施するものとし、予算の状況によっては年度の途中で終了することがある。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。